

2017年度①

小論文

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文①

課題文を読んで、以下の設問に解答しなさい。

「大岡山は、やっぱり『山』なんですね」

見えない人が「見て」いる空間と、見える人が目でとらえている空間。それがどのように違うのかは、一緒に時間を過ごす中で、ふとした瞬間に明らかになるものです。たとえば、先ほども登場していただいた木下路徳さんと一緒に歩いているとき。その日、私と木下さんは私の勤務先である東京工業大学大岡山キャンパスの私の研究室でインタビューを行うことになっていました。

私と木下さんはまず大岡山駅の改札で待ち合わせて、交差点をわたってすぐの大学正門を抜け、私の研究室がある西9号館に向かって歩きはじめました。その途中、15メートルほどの緩やかな坂道を下っていたときです。木下さんが言いました。「大岡山はやっぱり山で、いまその斜面をおりているんですね」。

私はそれを聞いて、かなりびっくりしてしまいました。なぜなら木下さんが、そこを「山の斜面」だと言ったからです。毎日のようにそこを行き来していましたが、私にとってはそれはただの「坂道」でしかありませんでした。

つまり私にとってそれは、大岡山駅という「出発点」と、西9号館という「目的地」をつなぐ道順の一部でしかなく、曲がってしまえばもう忘れてしまうような、空間的にも意味的にも他の空間や道から分離化された「部分」でしかなかった。それに対して木下さんが口にしたのは、もっと俯瞰的^{ふかんてき}で空間全体をとらえるイメージでした。

確かに言われてみれば、木下さんの言う通り、大岡山の南半分は駅の改札を「頂上」とするお椀^{わん}をふせたような地形をしており、西9号館はその「ふもと」に位置しています。その頂上からふもとに向かう斜面を、私たちは下っていました。

けれども、見える人にとって、そのような俯瞰的で3次元的なイメージを持つことはきわめて難しいことです。坂道の両側には、サークル勧誘の立て看板が立ち並んでいます。学校だから、知った顔とすれ違うかもしれません。前方には混雑した学食の入り口が見えます。目に飛び込んでくるさまざまな情報が、見える人の意識を奪っていくのです。あるいはそれらをすべてシャットアウトしてスマホの画面に視線を落とすか。そこを通る通行人には、自分がどんな地形のどのあたりを歩いているかなんて、想像する余裕はありません。

そう、私たちはまさに「通行人」なのだとそのとき思いました。「通るべき場所」として定められ、方向性を持つ「道」に、いわばベルトコンベアのように運ばれている存在。それに比べて、まるでスキーヤーのように広い平面の上に自分で線を引く木下さんのイメージは、より開放的なものに思えます。

物理的には同じ場所に立っていたのだとしても、その場所に与える意味次第では全く異なる経験をしていることになる。それが、木下さんの一言が私に与えた驚きでした。人は、物理的な空間を歩きながら、実は脳内に作り上げたイメージの中を歩いています。私と木下さんは、同じ坂を並んで下りながら、実は全く違う世界を歩いていたわけです。

彼らは「道」から自由だと言えるのかもしれません。道は、人が進むべき方向を示します。もちろん視覚障害者だって、個人差はあるとしても、音の反響や白杖^{はくじょう}の感触を利用して道の幅や向きを把握しています。しかし、目が道のずっと先まで一瞬にして見通すことができるのに対し、音や感触で把握できる範囲は限定されている。道から自由であるとは、予測が立ちにくいという意味では特殊な慎重さを要しますが、だからこそ、道だけを特別視しない俯瞰的^{はくかんてき}なビジョンを持つことができたのでしょう。

脳の中に余裕がある？

全盲の木下さんがそのとき手にしていた「情報」は、私に比べればきわめて少なものでした。少ないどころか、たぶん二つの情報しかなかったはずです。つまり「大岡山という地名」と「足で感じる傾き」の二つです。しかし情報が少ないとこ、それを解釈することによって、見える人では持ち得ないような空間が、頭の中に作り出されました。

木下さんはそのことについてこう語っています。「たぶん脳の中にはスペースがありますよね。見える人だと、そこがスーパー^{スーパーマーケット}や通る人だとかで埋まっているんだけど、ぼくらの場合はそこが空いていて、見える人のように使っていない。でもそのスペースを何とか使おうとして、情報と情報を結びつけていくので、そういういたイメージができてくるんでしょうね。さっきなら、足で感じる『斜面を下っている』という情報しかないので、これはどういうことだ？ と考えていくわけです。だから、見えない人はある意味で余裕があるのかもしれないね。見えると、坂だ、ということで気が奪われちゃうんでしょうね。きっと、まわりの風景、空が青いだとか、スカイツリーが見えるとか、そういうので忙しいわけだよね」。

まさに情報の少なさが特有の意味を生み出している実例です。都市で生活していると、目がとらえる情報の多くは、人工的なものです。大型スクリーンに映し出されるアイドルの顔、新商品を宣伝する看板、電車の中吊り広告……。見られるために設えられたもの、本当は自分にはあまり関係のない=「意味」を持たないかもしれない、純粹な「情報」もたくさんあふれています。視覚的な注意をさらっていくめまぐるしい情報の洪水。確かに見える人の頭の中には、木下さんの言う「脳の中のスペース」がほとんどありません。

それに比べて見えない人は、こうした洪水とは無縁です。もちろん音や匂いも都市には氾濫していますが、それでも木下さんに言わせれば「脳の中に余裕がある」。さきほど、見えない人は道から自由なのではないか、と述べました。この「道」は、物理的な道、つまりコンクリートや土を固めて作られた文字通りの道であると同時に、比喩的な道でもあります。つまり、「こっちにおいて」と人の進むべき方向を示すもの、という意味です。

私が情報を使っているのか、情報が私を使っているのか

人は自分の行動を100パーセント自発的に、自分の意志で行っているわけではありません。知らず知らずのうちにまわりの環境に影響されながら行動していることが案外多いものです。

「寄りかかって休む」という行為ひとつとっても、たいていは寄りかかろうと思って壁を探すのではなくて、そこに壁があるから寄つかかってしまう。子どもの場合は特にその割合が高くなります。「いたずら」とはたいていそうしたものです。ボタンがあるから押したくなるし、台があるからよじ登ってしまう。環境に埋め込まれたさまざまなスイッチがトリガーになって、子どもたちの行動が誘発されていきます。

いわば、人は多かれ少なかれ環境に振り付けられながら行動している、と言えるのではないでしょうか。

あるトリガーから別のトリガーへとめまぐるしく注意を奪われながら、人は環境の中を動かされています。人の進むべき方向を示す「道」とは、「こっちに来なさい、こっちに来てこうしなさい」と、行為を次々と導いていく環境の中に引かれた導線です。

たとえば京都の桂離宮に行くと、その場所でどこを見るべきかというまなざしの行方までもが計算されていることに気づきます。人の行動をいざなう「道」が随所に仕

掛けられているわけです。実際に訪れてみて、桂離宮というのはまるで舞踏譜のようだなとしきりに関心しました。

桂離宮ではひとつの道が明瞭に引かれていますが、都市においては無数の道が縦横無尽に引かれています。しかもその多くは、人の欲望に強く訴えてくる。真夏のかんかん照りの道にコーラの看板があれば飲みたくなってしまうし、「本日3割引き」のぼりを見ればついスーパーに入って余計な買い物をしてしまう。その欲望がもともと私の中にあったかどうかは問題ではありません。視覚的な刺激によって人の中に欲望がつくられていき、気がつけば「そのような欲望を抱えた人」になっています。

資本主義システムが過剰な視覚刺激を原動力にして回っていることは言うまでもないでしょう。それを否定するのは簡単ではないしするつもりはありませんが、都市において、私たちがこの振り付け装置に踊らされがちなのは事実です。最近ではむしろ、パソコンのデスクトップやスマートフォンの画面上に、こうしたトリガーは増殖しているかもしれません。仕事をするつもりでパソコンを開いたら買い物をしていた……よくあることです。私たちは日々、軽い記憶喪失に見舞われています。いったい、私が情報を使っているのか、情報が私を使っているのか分かりません。

「見えない世界というのは情報量がすごく少ないんです」

こんなふうに、都市というものを、ひとつの巨大な振り付け装置として見てみると、そうすると、見える人と見えない人の「ダンス」の違いが見えてきます。中途失明の難波創太さんは、視力を失ったことで、「道」から、都市空間による「振り付け」から解放された経験について語っています。

「見えない世界というのは情報量がすごく少ないんです。コンビニに入っても、見えたころはいろいろな美味しそうなものが目に止まったり、キャンペーンの情報が入ってきた。でも見えないと、欲しいものを最初に決めて、それが欲しいと店員さんに言って、買って帰るというふうになるわけですね」。

周知の通りコンビニの店内は、商品を配列する順番から高さまで、売り上げを最大化するための「振り付け」がもっとも周到に計算された空間のひとつです。うかうかしていると公共料金を払いに来たのについてにプリンを買ってしまったりする。

ところが難波さんは、見えなくなったことで、そうした目に飛び込んでくるものに惑わされなくなった。つまりコンビニに踊らされなくなったわけです。あらかじめ買うものを決めて、その目的を遂行するような買い方になります。目的に直行するとい

うとがむしゃら人間のようですが、むしろ逆でしょう。むろん個人差はあるでしょうが、見える人の手足が目の前の刺激に反応してつい踊り出してしまうのに対して、見えない人はもっとゆったり、俯瞰的にものごとをとらえているのかもしれません。

踊らされない安らかさ

もちろん、難波さんも失明した当初は情報の少なさにかなりとまどったと言います。とまどったというより、それは「飢餓感」と言うべきものだったそうです。

「最初はとまどいがあったし、どうやったら情報を手に入れられるか、ということに必死でしたね。(……) そういういた情報がなくてもいいやと思えるようになるには2、3年かかりました。これくらいの情報量でも何とか過ごせるな、と。自分がたどり着ける限界の先にあるもの、意識の地平線より向こう側にあるものにはこだわる必要がない、と考えるようになりました。さっきのコンビニの話でいえば、キャンペーンの情報などは僕の意識には届かないものなので、特に欲しいとも思わない。認識しないものは欲しがらない。だから最初の頃、携帯を持つまでは、心が安定していましたね。見えていた頃はテレビだの携帯だのずっと頭の中に情報を流していたわけですが、それが途絶えたとき、情報に対する飢餓感もあったけど、落ち着いていました」。

難波さんのこうした心理はもはや「悟り」にすら聞こえます。「意識にのぼってこない情報を追わない」という考えに至るまでの2、3年は、難波さんにとって、視覚を持たない新しい体がとらえる「意味」を、納得して受け入れるまでの期間だったと言うことができるでしょう。

見えないという条件で脳内に作られるコンビニ空間のイメージは、どうしたって見えていたときに目がとらえていたコンビニの空間とは違います。おそらくは、入り口と、よく買う商品と、レジの位置がマークされた星座のような空間でしょう。

「見えない世界の新人」のうちは、どうしてもこれを欠如としてとらえてしまっていた。しかしぬくに、脳が作り上げたその新しいコンビニ空間で十分に行動できることが分かってくる。そのことに納得して歩くことができたとき、踊らされないで進むことの安らかさを、難波さんは悟ったのではないでしょうか。

視野を持たないゆえに視野が広がる

さて大岡「山」の経験が示唆していたのは、見えない人が見える人よりも空間を大きく俯瞰的にとらえている場合がある、ということでした。普通に考えると、見える

人の方が「見通す」ことができるので、遠くまで空間をとらえていそうです。

しかし、そのことによってかえって「道」にしばられてしまう。だからかえって見えない人の方が、目が見通すことのできる範囲を越えて、大きく空間をとらえることができる。視野を持たないゆえに視野が狭くならない。とんちみたいですが、私たちの先入観を裏切る面白い経験です。

俯瞰的な大岡「山」のイメージは、「足元の傾斜」と「地名」という限られた情報を結びつけることによって得られたものです。つまり「推論」によって得られたもの。視覚的に見られたものではありません。

推論によって得られた大岡「山」には、駅前のスーパーも、マクドナルドも、病院もありません。お椀状の土地に、駅、信号、建物などいくつかのランドマークが配置されているだけ。それは幾何学的で抽象的な、図式化された空間です。視覚が個々の物の、とりわけ表面をなぞるのだとすれば、推論によって得られるのは、むしろ物の配置や物と物の関係です。見えない人は、情報量が減る代わりに配置や関係に特化したイメージで空間をとらえているのです。

こうした見えない人の空間把握の仕方がわかるのが、見えない人の住まいのインテリアです。人は、世界をとらえるように世界を作ります。つまり、空間のとらえ方が幾何学的で抽象的であるということは、幾何学的で抽象的な仕方で空間を作るということです。もちろん個人差はありますが、全体的な傾向として、見えない人の住まいは幾何学的で抽象的な傾向があります。

幾何学的で抽象的な住まいといつても、椅子が真っ白いキューブだったりカーペットが無地の円形だったりする、ということではありません。言ってみればエントロピーが低い、つまり乱雑さの度合いが低い、ということです。余計なものが多く、散らかっていない。きちんと整理されていて、片付いているのです。

理由は簡単です。物がなくなると探すのが大変だからです。きれいに片付いているということは、言うまでもありませんが、使ったものは必ずもとの場所に戻されているということ。つまり、あらゆるものに「置き場所」があるということです。ハサミは引き出しの中、財布はテレビの横、醤油はトレイの奥から2番め云々。置き場所がきちんと指定されていれば、欲しいものがすぐに手に入ります。

あるべきものが「定位置」にない場合は、それを探さなければならぬわけですが、これは見えない人にとっては非常に労力がかかることです。部屋のすべての場所を手で触ってくまなく探さなければならぬからです。リモコンが見つからなくて友達に

電話して来てもらう、なんてことになります。

最近では「しゃべる家電」なども増えて耳で位置を認識することもできるようになってきましたが、それでも家族と暮らすとトラブルのもとなので、かえって一人暮らしの方がいい、という人もいます。物の配置にも配慮が必要ですが、半開きのドアなどもぶつかってしまうので危険です。

大岡「山」を歩く場合とは違って、部屋は、「料理をする」「テレビを見る」「メールを送る」など、移動以外のさまざまな行為を行う場所です。そのような場所では、「頭の中のイメージ」と「物理的な空間」をなるべく一致させることが、ストレスなく過ごすためには重要なことです。そのためには、「物理的な空間」に「頭の中のイメージ」を合わせるよりも、頭が把握しやすいようなやり方で、物理的な空間を作るほうがはるかに効率がいい。物の数を減らし、単純なルールで物を配置するようになります。こうしてエントロピーの低い、幾何学的で抽象的なインテリアのできあがりです。いわば、「頭の中のイメージ」に合うように「物理的な空間」をアレンジするわけです。

そもそも、見えない人は容易にはメモをとることができません。そのため必然的に多くのことを記憶しなければならないのです。部屋の中のすべての物の配置はもちろんのこと、駅までの道に何があるか、職場のテーブルのレイアウトなど、あらゆることを記憶しなければなりません。待ち合わせの場所や時間なら点字や音声録音やキーボードの入力でメモをとることもできますが、空間の情報そのものはメモすることができない。見える人が目で見て済ませていることの多くを、見えない人は記憶で補っているのです。

中途失明の難波さんは、見えなくなった直後、「抱えられないほどの荷物を全部抱えて歩かなくてはいけない気分になった」と話しています。メモという形で情報をアウトソーシングできないため、情報を効率よく蓄積しておく方法を身につけなければならなかったのです。

見えない人のファッション

空間の話題からは逸れますが、幾何学的で抽象的な傾向は、見えない人のファッションにも表れているように思います。インテリアがきちんとしている人が多いように、着こなしも見える人以上にきちんとしている人が多いのです。分かりやすく言えば、シャツのボタンをきっちととめている。もちろんみんながみんなそうではないで

しょうが、そのことを全盲の白鳥建二さんしらとりけんじさんに聞いてみたところ、笑いながら「全盲の人は、だらしなくなっちゃうか、だらしなくできないかのどちらか」だと答えてくれました。要は、意図的に「着くずす」ということが苦手なのだそうです。

ちなみに白鳥さんは見えない人の中でもとてもお洒落な方で、以前お会いしたときはピンクのシャツにハンチング帽しゃれという出で立ちでした。どのように服を選ぶのか質問したところ、「これは似合う」「それはいまいち」といった見える人の反応を見て、自分に似合う服をチョイスすること。「たまにとんでもないコーディネートになる」と笑っていましたけれど。

いずれにせよ、「見えない」という身体的な特徴が、単なる知覚の特徴にとどまらずに、その人の空間の把握の仕方やインテリアのしつらえ、さらにはファッションの着こなしにまで影響を与えるというのはとても興味深いことです。もしかすると、性格や気質といったところにまで影響を与えているかもしれません。

視覚の能力は思考法に影響を与える

「見えない」という身体的な特徴が、情報を処理する方法の違いを生むということは、ものを見る方法にも影響を与えるということです。ものを見る方法、要は「頭の使い方」です。ひとくちに視覚障害といってもいろいろな種類がありますが、障害の違いによって、「頭の使い方」に違いが生まれる場合があります。ここではひとつだけ、立体視能力の例をあげておきましょう。

アメリカの神経生物学者、スザン・バリーは、その著書『視覚はよみがえる』(筑摩選書)で、48歳のときに、特殊な訓練によって初めて立体視能力を獲得したときの経験について語っています。

通常、人間の脳は左右の目から届く情報の「ずれ」によって、対象までの距離や立体感を把握しています。しかしバリーは斜視で、長い間それができなかった。バリーの脳は、よく見える方の目からくる情報だけを「信用」して、もう片方の目からくる情報は「無視」していた。代わりに彼女は頭を細かく動かし、無理矢理視覚に「ずれ」を作ることで、なんとか距離感を把握していました。それでも車の運転だってこなしたし、研究者として膨大な量の文献を読み、論文を発表していました。

そんな彼女が、48歳にして初めて立体視ができるようになった。物の立体感や、物と物の位置関係が分かるようになったので、初めての部屋に入ってもとまどうことはありません。内装がどうなっているか、その全体を一瞬で把握することができるよ

うになったからです。つまり「空間とは何か」が分かるようになったのです。それは「魅力的でうっとりする」感覚だったとバリーは言います。空間の中にテーブルや椅子があり、その同じ空間に自分もいる。「自分がちゃんと世界に存在している感じ」を、バリーは48歳にして初めて手にいれたのです。

そんな大きな変化を経験した彼女において、情報を処理する仕方はどんなふうに変わったのでしょうか。彼女によれば、初めての部屋に入って空間の全体をぱっと把握できるようになったように、たとえば論文を読むときにも、全体を一気に把握することができるようになったそうです。それまでの彼女の情報処理の仕方は、「部分の積み重ねの結果、全体を獲得する」というものだった。ところが立体視ができるようになったことで、「まず全体を把握して、全体との関係で細部を検討する」という思考法ができるようになったのです。視覚の能力が思考法にも影響を与える、興味深い例です。

見えない人にとっての富士山と、見える人にとっての富士山

見える人と見えない人の空間把握の違いは、単語の意味の理解の仕方にもあらわれてきます。空間の問題が単語の意味にかかわる、というのは意外かもしれません。けれども、見える人と見えない人では、ある単語を聞いたときに頭の中に思い浮かべるもののが違うのです。

たとえば「富士山」。これは難波さんが指摘した例です。見えない人にとって富士山は、「上がちょっと欠けた円すい形」をしています。いや、実際に富士山は上がちょっと欠けた円すい形をしているわけですが、見える人はたいていそのようにとらえていないはずです。

見える人にとって、富士山とはまずもって「八の字の末広がり」です。つまり「上が欠けた円すい形」ではなく「上が欠けた三角形」としてイメージしている。平面的なのです。月のような天体についても同様です。見えない人にとって月とはボールのような球体です。では、見える人はどうでしょう。「まんまる」で「盆のような」月、つまり厚みのない円形をイメージするのではないでしょうか。

3次元を2次元化することは、視覚の大きな特徴のひとつです。「奥行きのあるもの」を「平面イメージ」に変換してしまう。とくに、富士山や月のようにあまりに遠くにあるものや、あまりに巨大なものを見るときには、どうしても立体感が失われてしまいます。もちろん、富士山や月が実際に薄っぺらいわけではないことを私たちは

知っています。けれども視覚がとらえる2次元的なイメージが勝ってしまう。このように視覚にはそもそも対象を平面化する傾向があるのですが、重要なのは、こうした平面性が、絵画やイラストが提供する文化的なイメージによってさらに補強されていくことです。

私たちが現実の物を見る見方がいかに文化的なイメージに染められているかは、たとえば木星を思い描いてみれば分かります。木星と言われると、多くの人はあのマーブリングのような横縞^{よこじま}の入った茶色い天体写真を思い浮かべるでしょう。あの縞模様の効果もありますが、木星はかなり3次元的にとらえられているのではないですか。それに比べると月はあまりに平べったい。満ち欠けするという性質も平面的な印象を強めるのに一役買っているのですが、なぜ月だけがここまで2次元的なのでしょう。

その理由は、言うまでもなく、子どものころに読んでもらった絵本やさまざまなもの、あるいは浮世絵や絵画の中で、私たちがさまざまな「まあるい月」を目にしてきたからでしょう。紺色の夜空にしっとりと浮かびあがる大きくて優しい黄色の丸——月を描くのにふさわしい姿とは、およそこうしたものでしょう。

こうした月を描くときのパターン、つまり文化的に醸成された月のイメージが、現実の月を見る見方をつくっているのです。私たちは、まっさらな目で対象を見るわけではありません。「過去に見たもの」を使って目の前の対象を見るのです。

富士山についても同様です。風呂屋の絵に始まって、種々のカレンダーや絵本で、デフォルメされた「八の字」を目にしてきました。そして何より富士山も満月も縁起物です。その福々しい印象とあいまって、「まんまる」や「八の字」のイメージはますます強化されています。

見えない人、とくに先天的に見えない人は、目の前にある物を視覚でとらえないだけでなく、私たちの文化を構成する視覚イメージをもとらえることがありません。見える人が物を見るときにおのずとそれを通してとらえてしまう、文化的なフィルターから自由なのです。

見えない人の色彩感覚

つまり、見えない人は、見える人よりも、物が実際にそうであるように理解していくことになります。模型を使って理解していることも大きいでしょう。その理解は、概念的、と言ってもいいかもしれません。直接触ることのできないものについては、

辞書に書いてある記述を覚えるように、対象を理解しているのです。

定義通りに理解している、という点で興味深いのは、見えない人の色彩の理解です。

個人差がありますが、物を見た経験を持たない全盲の人でも、「色」の概念を理解していることがあります。「私の好きな色は青」なんて言われるとかなりびっくりしてしまうのですが、聞いてみると、その色をしているものの集合を覚えることで、色の概念を獲得するらしい。たとえば赤は「りんご」「いちご」「トマト」「くちびる」が属していて「あたたかい気持ちになる色」、黄色は「バナナ」「踏切」「卵」が属っていて「黒と組み合わせると警告を意味する色」といった具合です。

ただ面白いのは、私が聞いたその人は、どうしても「混色」が理解できないと言っていたことでした。絵の具が混ざるところを目で見たことがある人なら、色は混ぜると別の色になる、ということを知っています。赤と黄色を混ぜると、中間色のオレンジ色ができあがることを知っています。ところが、その全盲の人にとっては、色を混ぜるのは、机と椅子を混ぜるような感じで、どうも納得がいかないそうです。赤+黄色=オレンジという法則は分かっても、感覚的にはどうも理解できないのだそうです。

見える人には必ず「死角」がある

もう一度、富士山と月の例に戻りましょう。見える人は3次元のものを2次元化してとらえ、見えない人は3次元のままとらえている。つまり前者は平面的なイメージとして、後者は空間の中でとらえている。

だとすると、そもそも空間を空間として理解しているのは、見えない人だけなのではないか、という気さえしてきます。見えない人は、厳密な意味で、見える人が見ているような「2次元的なイメージ」を持っていない。でもだからこそ、空間を空間として理解することができるのでないか。

なぜそう思えるかというと、視覚を使う限り、「視点」というものが存在するからです。視点、つまり「どこから空間や物を見るか」です。「自分がいる場所」と言つてもいい。もちろん、実際にその場所に立っている必要は必ずしもありません。絵画や写真を見る場合は、画家やカメラが立っていた場所の視点を、その場所ではないところにいながらにして獲得します。顕微鏡写真や望遠鏡写真も含めれば、肉眼では見ることのできない視点に立つことすらできます。想像の中でその場所に立つこうした場合も含め、どこから空間や物をまなざしているか、その点が「視点」と呼ばれます。

同じ空間でも、視点によって見え方が全く異なります。同じ部屋でも上座から見た

のと下座から見たのでは見えるものが正反対ですし、はたまたノミの視点で床から見たり、ハエの視点で天井から見下ろしたのでは全く違う風景が広がっているはずです。けれども、私たちが体を持っている限り、一度に複数の視点を持つことはできません。

このことを考えれば、目が見えるものしか見ていないことを、つまり空間をそれが実際にそうであるとおりに3次元的にはとらえ得ないことは明らかです。それはあくまで「私の視点から見た空間」でしかありません。

「太陽の塔」に顔はいくつあるか

ひとつ例をあげましょう。廣瀬浩二郎さんがよくあげる例です。

廣瀬さんの職場、国立民族学博物館は、大阪の万博記念公園の中にあります。1970年に空前の人気を集めたあの大阪万博の会場となった場所で、現在は広大な敷地面積を誇る公園として整備されています。国立民族学博物館はその一角、かつて万博のメイン会場だった「お祭り広場」があった場所の向かって左手奥あたりにあります。

さて万博のシンボルといえば、何と言っても岡本太郎作の「太陽の塔」です。もっとも、「万博のシンボル」といっても、太郎自身は万博の進歩思想に懐疑的で、その証拠に丹下健三デザインの「大屋根」を突き破って天にのびるという丹下にとっては屈辱的なデザインを提案しました。つまりどちらかというと太陽の塔は「反万博のシンボル」であったわけです。しかし大屋根も一部を除いて現存しない今となっては、大地にそびえ立つその雄姿こそ「万博公園の主」と呼ぶにふさわしい堂々たるものですね。

廣瀬さんは言います。「太陽の塔に顔がいくつあるか知っていますか」。そうすると、見える人の多くが同じ答えを返すと言います。^{いや}「二つ」であると。なるほど、確かにてっぺんに「金色の小さな顔」と胴体の中央に「大きな顔」が見えます。

でも実際には、太陽の塔には三つの顔があります。先の二つに加えて、背中側にも「黒い太陽」と呼ばれるちょっと不気味な顔がある。さきほどの月や富士山の例と似ていますが、見える人にとっては万博公園入り口方向から見たあの姿こそ、太陽の塔の姿とされている。その視点に縛られてしまうので、裏側の顔のことは気づかないのです。

「アウト・オブ・サイト、アウト・オブ・マインド」なんていう言い方がありますが、視界に入らないことは、軽んじられ、忘れられることを意味します。しかも、見

える人にとっては顔は正面にあるものと相場が決まっています。まさか背中側にも顔があるとは思いません。

模型で太陽の塔を理解している視覚障害者の場合、こうした誤認は起きにくいくと廣瀬さんは言います。模型の場合は、すべての面をまんべんなく触ることができます。だから特定の視点に縛られることがない。腕が生えているあたりの太さや、首の傾き具合を含めて、まさに太陽の塔そのままに、立体的にとらえているわけです。

視覚がないから死角がない

要するに、見えない人には「死角」がないのです。これに対して見える人は、見ようとする限り、必ず見えない場所が生まれてしまう。そして見えない死角になっている場所については「たぶんこうなっているんだろう」という想像によって補足するしかない。

しかし、見えない人というのは、そもそも見ないわけですから、「見ようとする見えない場所が生まれる」という逆説から自由なのです。視覚がないから死角がない。大岡「山」の例でも感じた、自分の立ち位置にとらわれない、俯瞰的で抽象的な考え方です。見えない人は、物事のあり方を、「自分にとってどう見えるか」ではなく「諸部分の関係が客観的にどうなっているか」によって把握しようとする。この客觀性こそ、見えない人特有の3次元的な理解を可能にしているものでしょう。

負け惜しみを言うわけではありませんが、見えないからこそ想像力が働く、なんていう場合もあります。ですから死角も完全に悪者だとは言えません。月の裏側に秘密基地がある、なんていうSF的な設定は、見えない人にとっては共有できない感覚でしょう。「見えないもの」とつきあっているのは、実は見える人の方なのかもしれません。

ちなみに、太陽の塔にも実は「見えない顔」がありました。地下展示室に展示されていた「第四の顔」です。見える人である岡本太郎ならではの、見えない部分への配慮があったのです。

表は裏、裏は表

いやいや、私は目が見えるけれど、太陽の塔に三つ（四つ）の顔があることをちゃんと知っていたよ、という人もいるかもしれません。美術に多少なりとも造詣がある人なら、それほどの「難問」ではないかもしれません。

では、地上の三つの顔を知っている人は、見えない人と同じように太陽の塔を理解しているのでしょうか。必ずしもそうではないと思います。顔に関しては「死角」はなかったとしても、やはり見えない人と同じような意味でそれを3次元的にとらえているとは言えないのではないか。たぶん作者である岡本太郎ですら、見えない人のようには太陽の塔をとらえていなかつたはずです。

どういうことでしょうか。私自身そうだったのですが、三つめの黒い太陽は、見える人にとっては「裏側の顔」になります。赤いギザギザ模様がある二つの顔を持つ方が「正面」であり、黒い太陽は「裏側に隠れた面」の顔という理解の仕方になってい

る。もっとも、太陽の塔の場合は全体が人体のような形をしていますから、赤いギザギザ模様を腹面、黒い太陽側を背面ととらえるのはある意味では自然な発想かもしれません。問題は腹面をこそ「正面」ととらえる発想です。

見えている人にとって、空間や面には価値のヒエラルキーがあります。まさに「正面」という言い方に価値の序列がダイレクトにあらわれています。人体であれば顔のある腹面、建築であればファサード、壺つぼであれば絵が描きこんである方……「これこそ正しい面だ」といういわば「見るのにふさわしい面」が、「正面」と呼ばれます。その反対は機械的に「裏面」とされます。正当ではない、ときに反社会的ですらあるいかがわしさを醸し出す面です。「裏の顔」「裏口入学」「裏社会」といった言い回しにそのニュアンスは明らかでしょう。

先天的に見えない人の場合、こうした表／裏にヒエラルキーをつける感覚がありません。すべての面を対等に「見て」いるので、表は裏だし裏は表なのです。太陽の塔でいえば、三つの顔はすべて等価。模型を触って理解するかぎり、どれが表の正しい顔でどれが裏の隠れた面か、区別はできません。すべての面を対等に扱う「視点抜きの見方」だからこそできる把握の仕方です。

ちなみに、太陽の塔に関してもっと根本的なことを言ってしまえば、「顔」にこだわって造形されている時点で、これは見える人ならではの作品だと言えます。見えない人にとっては、顔は身体の部位の中で特別なものではありませんから。顔よりもむしろ声の方が、その人の性格や感情や体調が分かるところという意味では重要なのです。顔へのこだわりは、太郎の作品全般に見られます。文化人類学者として的一面を持ち、「仮面の見返す力」に魅了されていたわけですから、太郎はすぐれて「見る」芸術家だったといえます。

2017年度①

公 法

問 題

ページ

憲 法 1

行 政 法 5

注意事項

- 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
- 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
- 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲法①

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

Ⅰ 宗教団体Aは、創始者Bの思想を慕う者らによって結成された組織であったが、メンバーが増えるにつれて、団体としての独自の活動拠点が必要となった。そこでAは、宗教法人法（以下「法」という。）の手続に従って、宗教法人Yとして設立の登記をして、法人格を得た。法にいう宗教法人とは、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、同団体に法律上の能力を与えることを目的として（法1条1項）、宗教団体が法人格を付与された（法4条）ものである。

ところが、Yにおいては、法人の代表役員となったBの指示のもとに組織的行為として、不特定多数の者を殺害する目的で軍事用兵器を製造するという殺人予備行為が発覚した。所轄庁は、同行為が、法81条1項1号にいう「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」、および同2号前段にいう「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」であるとして、同条同項に基づき、管轄する地方裁判所にYの解散命令を請求した。

地方裁判所における第一審は、同請求を認め、Yを解散する命令を出した。第二審も第一審の決定を支持したため、Yは、信教の自由の侵害等を理由に、最高裁に特別抗告した。

この事例に含まれる憲法上の問題を検討し、Yに対する解散命令が憲法上許容されるか否か、論じなさい。なお、殺人予備行為の事実については確定しているものとする。

〔資料〕

宗教法人法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

(宗教団体の定義)

第2条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(法人格)

第4条 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

(解散命令)

第81条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

- 一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
- 二 第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は1年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。

(3号以下、略)

2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第1項の規定による裁判には、理由を付さなければならない。

4 裁判所は、第1項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。

5 第1項の規定による裁判に対しては、当該宗教法人又は同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができ

る。この場合において、当該即時抗告が当該宗教法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

6 裁判所は、第1項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7 第2項から前項までに規定するものを除くほか、第1項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の定めるところによる。

II 20XX年、衆参両院で多数を占めるA党は、議員が議案を発議するのに必要な議員数を大幅に引き上げる国会法56条1項改正案をまとめた。A党によれば、この改正のねらいは、賛成する議員が少ない法律案はよく練られていないものが多いので、議院での真剣な議論に値する法律案のみが提出されることを確保し、そうすることで議院における法案審議を充実したものとする、ということである。この法律案について以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) なぜ、国會議員は、憲法により法律案を議院に提出する権限を認められていると言えるのか。
- (2) A党の国会法56条1項改正案は、国會議員の法律案提出権限を不当に制約するものであり憲法に違反しないか。なお、20XX年における衆議院の総議員数は470名、参議院の総議員数は246名であるものとする。

<資料>

国会法56条1項

議員が議案を発議するには、衆議院においては議員20人以上、参議院においては議員10人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員50人以上、参議院においては議員20人以上の賛成を要する。

A党の国会法56条1項改正案（下線部が改正箇所）

議員が議案を発議するには、衆議院においては議員40人以上、参議院においては議員20人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要する。

行政法①

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい。(50点)

〔事実〕

A県の公立小中学校に勤務する教職員によって組織された職員団体であるBは、教育研究集会の会場として、A県内のC市立D中学校の学校施設を使用することを計画した。教育研究集会では、学校教科項目の研究討議を行うため、実験台、作業台等の教育設備や実験器具、体育用具等、多くの教科に関する教育用具及び備品が備わっている学校施設を使用する必要性が高かった。BはこれまでC市内の公立学校で教育研究集会を開催したことはないが、A県内の公立学校においては教育研究集会を複数回開催していた。

D中学校の学校施設は地方自治法にいう「行政財産」に該当し、これを教育研究集会の会場として使用するためには、同法238条の4第7項の許可を受ける必要があった。そこでBは、同許可の権限を有するC市教育委員会に対して、D中学校の休校日である土曜日及び日曜日を使用予定日として、使用許可を申請した。しかしながらC市教育委員会は、Bに対して不許可処分(以下「本件不許可処分」という)をした。その理由は、「Bが前回A県内の学校施設で教育研究集会を開催した際、Bの活動に反対する団体の街宣車が来て街宣活動を行った事実が確認されており、D中学校の使用を許可した場合、学校教育上支障を来すおそれがある」ということであった。

Bとしては、上記のような事実があったことは認めるものの、D中学校の使用を許可した場合に学校教育上支障を来すおそれがあるとするC市教育委員会の判断には不服がある。

〔資料〕

○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 1～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8～9 (略)

○ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第 137 条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

○ 学校施設の確保に関する政令（昭和 24 年政令第 34 号）

（学校施設の使用禁止）

第 3 条 学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合
 - 二 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合
- 2 管理者又は学校の長は、前項第 2 号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない。

〔設問〕

本件不許可処分が違法かどうかを検討しなさい（手続的違法を検討する必要はない）。

2017年度①

民 法

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をここで記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民 法①

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(20 点)

- (1) 土地の定着物
- (2) 単独行為

II 次の問題 [1]・[2] のうち、1 間を選択して解答しなさい。(100 点)

[1] 次の事実をふまえた上で、下記の問い合わせに答えなさい。(100 点)

Aは父親から相続して自己名義となっている甲土地（更地）を誰かに貸そうと思い、甲土地の管理を任せていた不動産会社Bの営業部長Cに、良い条件で甲土地を借りる者を探して欲しいと依頼した。その際、AはAの実印、甲土地の賃貸借契約締結の代理権をB社に与える旨の委任状をCに渡した。ところが、CはAにもBにも内緒で、この委任状の賃貸借契約の文字を売買契約に書き換えたうえで、Aの実印とB社の名刺を利用して、Dに対して、CはB社の営業部長であり、B社はAの代理人であると説明して、甲土地をAを代理して時価相当額の 3000 万円でDに売却する旨の売買契約を締結し、Dから代金全額を受け取るとともに、甲土地の所有権登記をDに移転した上、海外に逃亡した。

なお上記の委任状の文言書き替えは修正インクを用いてなされており、訂正印もなく不自然に見え、DはこのことをCに伝えたが、CはAが書き間違えたのをA本人が直したものであると答えたので、それ以上、DはAやB社にこのことを確認することもなかった。

（問い合わせ1） ひと月後にこの事態を知ったAはDに対して所有権移転登記抹消手続を請求した。この請求が認められるかを、Dから予想される反論をふまえつつ論じなさい。(50 点)

（問い合わせ2） AのDに対する上記請求が認められた場合に、Dは誰にどのような法的請求をなし得るかを論じなさい。(50 点)

[2] 次の事実をふまえた上で、下記の問い合わせに答えなさい。(100点)

Aは、甲土地を所有し、またAの兄Bは乙土地を所有していた。2011年1月30日、AはC信用金庫から1億円の融資（弁済期2016年1月30日。利息および遅延損害金については省略する）を受け、その担保として2011年1月30日、甲土地に抵当権を設定するとともに、同日Bの協力により乙土地にBが抵当権を設定した（いずれも抵当権設定登記経由）。その後、2013年3月30日、D信用金庫がAに3000万円を貸し付けるとともに（弁済期2016年3月30日。利息および遅延損害金については省略する）、甲土地につきAから抵当権設定を受けた（抵当権設定登記経由）。また、2014年3月30日、E信用金庫がBに2000万円を貸し付けるとともに（弁済期2016年3月30日。利息および遅延損害金については省略する）、乙土地につきBから抵当権設定を受けた（抵当権設定登記経由）。

2014年6月1日、Aは甲土地上に丙建物を建築し、同月より丙建物をFに賃貸して（期間5年、賃料月額20万円）、Fは家族とともに丙建物に居住している。

2016年1月30日の弁済期到来にもかかわらずAがCに貸付金を弁済しないため、Cは乙土地につき抵当権実行としての競売を申立て、買受人が現れ、4000万円が乙土地上の抵当権者に配当されることになり、同年3月30日Cが4000万円の配当を受けた。

次いでCはA所有の甲土地につき抵当権実行としての競売を申立て、買受人Gが現れ、Gは裁判所に代金を納付した。2016年7月10日、Gの支払った代金から1億2000万円が配当に充てられることになった。

(問い合わせ1) この1億2000万円は、どのように配当されることになるか。(60点)

(問い合わせ2) 甲土地買受人Gと丙建物所有者Aおよび丙建物賃借人Fとの関係はどうなるか。(40点)

2017年度①

商 法

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

I 白地手形とはどのようなものか、説明しなさい（150字以内）。（20点）

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。（計80点）

〔1〕 甲株式会社（以下「甲社」）は、精密機械の製造・販売を事業目的とする取締役会設置会社であり、上場会社である。甲社の取締役は、代表取締役Aのほか、BおよびCを含む7名である。甲社は、業界の中堅として確固たる地位を築いてきたが、近年の業績は低迷していた。甲社の取締役会は、来月に迫った定時株主総会（以下「本件総会」）でA、BおよびCが任期満了となるため、取締役の選任を本件総会の議題とし、A、BおよびCを取締役として選任する議案（以下「本件会社提案」）を本件総会の議案として提出することを決定した。

甲社の株主であるX株式会社（以下「X社」）は、甲社の業績低迷は、経済環境の厳しさを理由とするだけでなく、現経営陣の経営能力にも問題があると感じていた。そこで、X社の代表取締役Dは、自身は本件総会と同日に開催される別の株主総会に出席する一方で、従業員E（甲社の株主ではない。）に対し、本件会社提案に反対するよう指示して委任状および議決権行使書面を交付した。本件総会の当日、Eが、当該委任状および当該議決権行使書面を提出して本件総会の会場に入場しようとしたところ、甲社は、「株主総会における議決権の代理行使の資格を株主に限る」旨の定款規定が存在することを理由に、Eを入場させなかった。

本件総会が開会されると、議長Aは、本件会社提案の提案理由を説明し、審議に入った。審議中、甲社の個人株主であるYが、取締役の人材を社外にも求めるべきだと発言したうえで、Fを取締役として選任する議案（以下「本件株主提案」）を提出した。しかし、Aは、本件株主提案を無視して採り上げず、最終的に、本件会社提案が可決された（以下、「本件総会決議」）。

以上の事実関係のもとで、X社およびYは、本件総会決議の効力を争うことができるか、論じなさい。（40点）

[2] 乙株式会社（以下「乙社」）は、リゾートホテルの経営を事業目的とする取締役会設置会社である。乙社の取締役は、代表取締役P、取締役兼財務部長Q、取締役兼営業部長Rの3名である。

Pは、個人的な株式投資の失敗により多額の負債を抱えており、その借入金を返済するため、Pが保有する不動産（以下「本件不動産」）を知人等に売却したいと考えていたが、結局、Pの希望する価額（1億円）で本件不動産を購入しようとする者は現れなかった。そこで、Pは、乙社に本件不動産を買い取らせようと考えて、独断で、乙社を代表して、乙社が本件不動産を1億円で購入する旨の売買契約（以下「本件売買契約」）を締結した。Pは、売買代金として1億円を受け取り、自らの借金の返済に充てた。

その後、乙社の内部監査によって、Pが、取締役会決議を経ないまま、本件売買契約を締結していたこと、および、本件売買契約の時点において本件不動産の適正な評価額は5000万円であったことが明らかになった。また、社内調査によって、Qは、Pが独断で本件売買契約を締結しようとしていることを事前に部下から知らされていたものの、乙社が本件不動産を購入すれば乙社の事業に利点があると考え、本件売買契約の締結を黙認していたことが明らかになった。他方、Rは、Pが株式投資の失敗によって多額の負債を抱えていること、および、Pが本件不動産を保有していることを知っていたが、Pが乙社に本件不動産を購入させようとしていることは知らず、そのようなことを窺わせる事情も認識していなかった。なお、本件不動産の買取りは、乙社の利益に貢献していない。

以上の事実関係のもとで、P、QおよびRの乙社に対する会社法上の損害賠償責任の成否について論じなさい。（40点）

2017年度①

刑 法

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

Ⅰ 以下の事例における甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲（女性）は、自宅の台所で、包丁を咽喉に突き立てて自殺しようとしていた。そこにちょうど帰宅したその夫乙（男性）は、あわてて、甲の自殺を阻止しようと考え、咄嗟に付近にあった目覚まし時計（重さ約500g）を甲めがけて投げつけたところ、この目覚まし時計は甲の腕に命中し、それによって甲は包丁を取り落とした。ところが、包丁が落ちたところに甲と乙の間の子であるA（生後2か月）がいたため、包丁がAの胸部に突き刺さり、それによってAは失血死した。

なお、当時、甲は軽度の鬱の症状を呈していたが、その責任能力に問題はなかった。また、乙が咄嗟にこの目覚まし時計を投げつけなければ甲は包丁を自分の咽喉に突き立てており、それによって死亡する高度の危険があった。

Ⅱ 以下の事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲（男性、50歳、身長160cm、体重50kg）は、午後1時頃、A宅が留守であるのを確認したうえ、窃盗目的でA宅の玄関のドアをピッキング用具で開け、玄関に続く居間で金目の物がないか物色していたところ、玄関のドアが開く音がした。そこで、甲は、居間の奥にある台所に入り、そこにあった包丁をつかんで居間に戻ったところ、玄関からA（男性、30歳、身長180cm、体重75kg）が入ってきて甲を見、「泥棒！」と大声で叫んだので、逃げるしかないと考え、殺意を持って包丁でAの胸部を狙って突き刺したが、狙いが外れてAの上腕部を傷つけるに止まった。

「内」と「外」は等価

表が裏になり裏が表になる。同じことは、「外」と「内」に関しても当てはまります。かたや見える人にとって外と内は全く違うものです。外は見える側であり、内は見えない側、隠された側です。しかし見えない人にとっては、こうした違いがそもそも成立しないのです。

ある盲学校の美術の先生が紹介していた例です。その先生は授業で、粘土で立体物を作る課題を出しました。すると、ある全盲の子どもが壺のようなものを作り、その壺の内側に細かい細工を施し始めたのだそうです。見える人からすると、細工を付け加えるならば、外側の表面に施すのが「自然」です。しかしその子は壺の内側に手を入れ始めた。つまりその子にとっては、壺の「内」と「外」は等価だったということです。決して「隠した」わけではなく、ただ壺の「表面」に細工を施しただけなのです。

太陽の塔にも実は「内側」があります。「生命の樹」と呼ばれる、進化の過程を表した巨大な樹木状のオブジェが入っているのです。^{いた}傷みが激しく長年公開されていませんでしたが、修復が進んでいて、今年（2015年）中に公開される予定になっています。1970年の万博の折には、エスカレーターにのって太陽の塔の「胎内」を見学するしつらえっていました。

この内部まで再現した模型が実在するのか分かりませんが、見えない人にとっては、この内部も外部と等価なものになるわけです。太陽の塔を裏返すと生命の樹になり、生命の樹を裏返すと太陽の塔になる。そんな「リバーシブル」なイメージで見えない人はこれをとらえるのでしょうか。

「表」と「裏」にある三つの顔が等価であるばかりか、「外」側の太陽の塔と「内」側の生命の樹までが等価になる。見えない人の空間感覚を理解しようとすると、まるで太陽の塔がどろどろと溶け出すような感覚に襲われます。そのくらい、3次元のものを3次元のままに理解しようすることは、見える人にとっては目の回る作業であるようです。

「視点に縛られない」という見えないからこそその特徴が、ここまで空間や物のとらえ方を変えてしまう。そして、こうした違いが、言葉の意味の違いや、土地をとらえる仕方の違い、情報処理の違いを生み出しているのです。

出典：伊藤亜紗「目の見えない人は世界をどう見ているか」（光文社 2015 年）
(出題にあたって、一部、原文・図を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。)

設問 I 見える人と見えない人との空間把握の方法がどのように違うのか、筆者が文中で挙げている大岡山の例を用いて、500 字以内で説明しなさい。（100 点）

設問II 見えない人が、「3 次元のものを 3 次元のままに理解しようとする」（問題文 15 頁下線部）ことができるのはなぜか、筆者が文中で引用している具体例を二つ以上挙げ、見える人がそのようにできない理由にも触れつつ、1500 字以内で説明しなさい。（200 点）